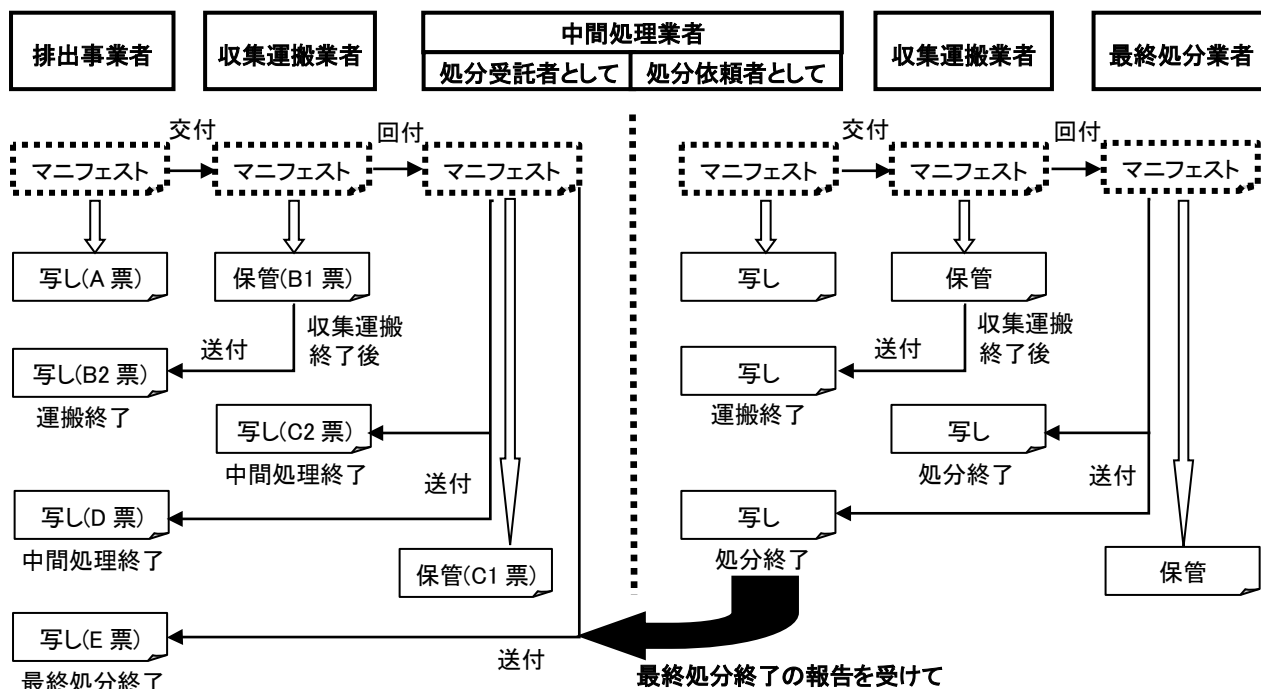


# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について

産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

## 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の流れ（例）



### 1 排出事業者

- 産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみの委託の場合は、処分受託者）にマニフェストを交付する。

### 2 運搬受託者

- 運搬終了後、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にマニフェストの写し（B2票）を送付する。
- 処分受託者にマニフェストを回付する。

### 3 処分受託者

- 処分終了後、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にマニフェストの写し（D票）を送付する。マニフェストが運搬受託者により回付されたものであるときは、処分終了後、運搬受託者にもマニフェストの写し（C2票）を送付する。
- 中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された2次マニフェストの写しの送付を受けたときは、排出事業者から交付又は運搬受託者から回付されたマニフェスト（E票）に最終処分が終了した旨を記載し、管理票交付者に10日以内にその写し（E票）を送付する。

◎ マニフェストの保存期間は、交付した日又は送付を受けた日から5年間

### 電子マニフェストシステムについて

- ◆運搬又は処分終了日から3日以内に必要事項を入力して情報処理センターに報告
- ◆マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年間は常時確認可能）
- ◆マニフェスト情報をダウンロードして廃棄物処理法で定める帳簿の作成に活用
- ◆優良産廃処理業者認定制度の審査基準の必須項目



電子マニフェストには、事務処理の効率化、記載漏れの防止による法令遵守などのメリットがあります。

詳しくは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターJWNETのWEBページで <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

